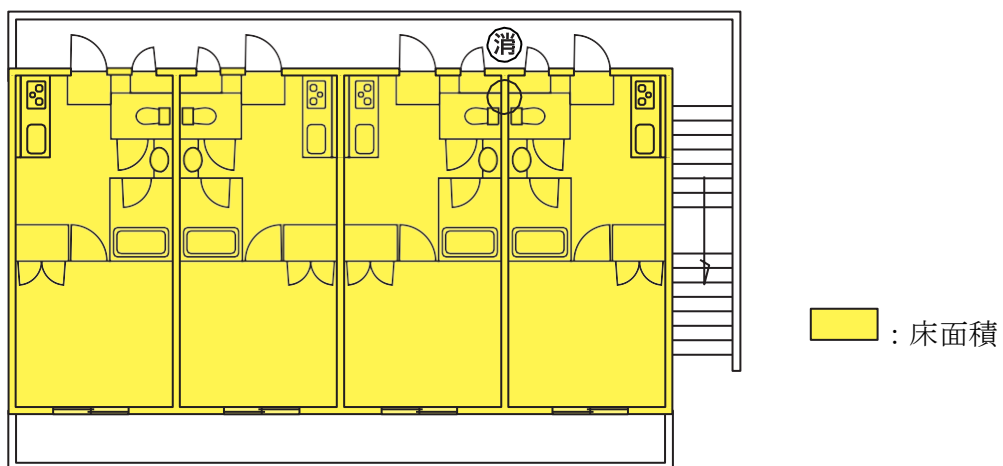


## 消火器の設置に関する基準

## 1 設置場所

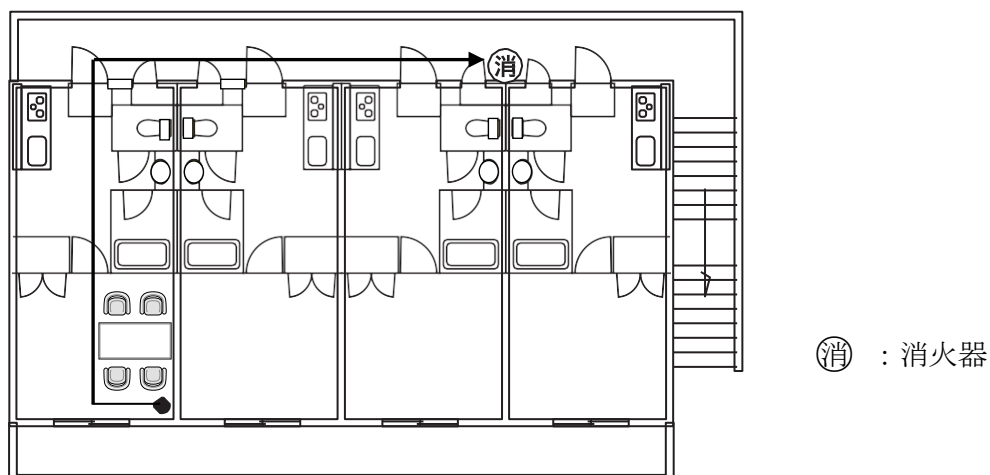
消火器の設置場所は、令第10条第1項及び第2項並びに規則第6条第6項及び第9条第1号から第3号までの規定によるほか、次によること。

- (1) 令別表第1(3)項に掲げる防火対象物では、飲食物の調理を目的として、法第9条に規定する火を使用する設備又は器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備又は器具が設けられた付近に設置すること。
- (2) 令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく、かつ、使用に際して容易に持ち出すことができる」とは、通常の通行の際に消火器を足に引っ掛けて転倒させたり、又は避難の際に邪魔になるようなことのないよう人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置することをいう。
- (3) 規則第9条第1項第1号に規定する「床面からの高さが1.5m以下の箇所」とは、消火器全体が床面からの高さを1.5m以下に設置することをいう。
- (4) 規則第6条第6項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含めない。

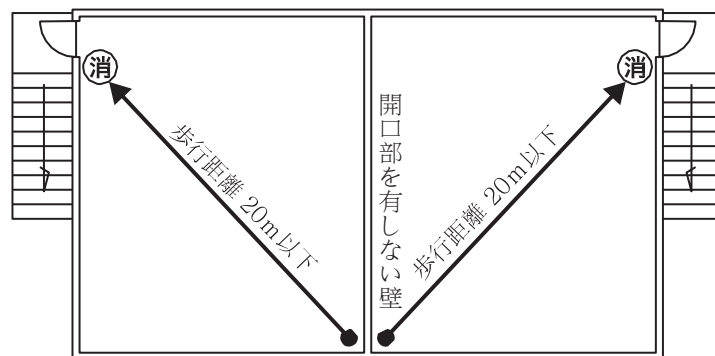


- (5) 規則第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないもの）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の導線により測定する。

(例) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物



- (6) 雨水のかかる場所に消火器を設置する場合は、格納箱に収納するなど、保護のための有効な措置を講ずるよう努めること。
- (7) 避難階以外の階で、開口部のない壁で区画されている場合は、当該区画された部分ごとに消火器を設置すること。



- (8) 屋外の変電設備には消火器を設置するよう努めること。  
 ※屋上に変電設備を設置する場合は消火器を設置すること

## 2 能力単位の数値

能力単位の数値は、規則第6条第1項から第3項まで及び第5項並びに第8条の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第6条第1項から第3項まで及び第5項の規定による能力単位の数値の算定については、1未満の端数がある場合は、切り上げる。
- (2) 規則第6条第1項から第3項までの規定により、消火器を設置する場合には、下表の左欄に掲げる対象物の区分に従い、右欄に掲げる消火器の能力単位の数値を用いて、必要な個数を算定する。

| 対象物の区分 |                                                                             | 消火器の能力単位の数値    |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1      | 令第10条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる防火対象物                                            | A火災に対する能力単位の数値 |
| 2      | 少量危険物のうち、法別表第1に掲げる第4類の危険物又は指定可燃物のうち、危令別表第4に掲げる可燃性固体類若しくは可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場所 | B火災に対する能力単位の数値 |
| 3      | 2以外の少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所                                               | A火災に対する能力単位の数値 |

### 3 付加設置

令第 10 条第 1 項各号に掲げる防火対象物又はその部分に、規則第 6 条第 3 項から第 5 項までに規定する部分（少量危険物若しくは指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある部分、鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所）に設ける消火器は、次によること。

#### (1) 少量危険物又は指定可燃物

ア 令第 10 条第 1 項第 4 号に規定する「建築物その他の工作物」には、建築物の屋上において貯蔵し、又は取り扱う施設並びに土地に定着する建築物以外の工作物及び建基法第 2 条第 1 号で建築物から除かれている施設（貯蔵槽等）も含む。

イ 屋外において少量危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う場合、又は、屋外タンクにおいて少量危険物を貯蔵する場合は、危険物の性質に応じた消火器（10 型）を 1 個以上設置するよう努めること。

ウ 移動タンクにあつては、危規則第 35 条第 1 項第 2 号に定める自動車用消火器を 1 個以上設置するよう努めること。

#### (2) 電気設備

規則第 6 条第 4 項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいう。

ア 高圧<sup>※1</sup>または特別高圧<sup>※2</sup>で使用する電気設備（移動式のものを含む。）で、次に掲げるもの。

(ア) 変圧器（1 基の容量が 5 KVA 以上）

(イ) 配電盤（壁等に取り付けた分電盤の類を除く）

(ウ) 発電機、電動機

(エ) 溶接機（1 基の容量が 5 KVA 以上）

(オ) 赤外線による乾燥設備

(カ) 整流器（1 基の容量が 5 KVA 以上）

(キ) 電熱器（1 基の容量が 5 KVA 以上）

(ク) 静電塗装設備

(ケ) 静電気植毛設備

(コ) リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断機、計器用変成器等の電気設備

※1 高 圧：交流にあつては 600V、直流にあつては 750V を超え、7000V 以下の電圧

※2 特別高圧：7000V を超える電圧

イ 蓄電池設備（蓄電池容量が 10kWh 以下のもの及び蓄電池容量が 10kWh を超え 20kWh 以下のものであつて「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）」第 2 に定めるものを除く）

ウ 屋内設置の急速充電設備（奈良市火災予防条例に規定する急速充電設備）

(3) 「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる設備が設けられた場所をいう。（個人の住居に設けるものは除く。）

ア 熱風炉

イ 1 基の据え付け面積が 2 m<sup>2</sup>以上の炉

ウ サウナ設備

エ 金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備、内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機等で、入力合計が 350 kW 以上のもの

オ ボイラー

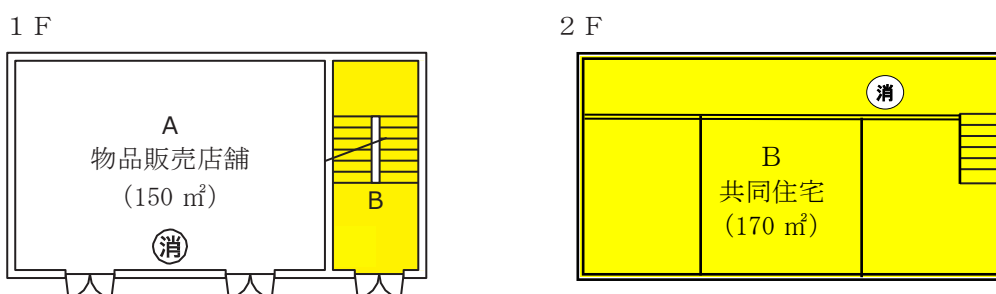
カ 乾燥設備（入力が 17kW 未満のもの、乾燥物収容室の据え付け面積が 1 m<sup>2</sup> 未満のもの、乾燥物収容室の内容積が 1 m<sup>3</sup> 未満のものを除く。）

キ 上記の他、消防長または消防署長が、多量の火気を使用すると認めるもの

#### 4 特例適用の運用基準

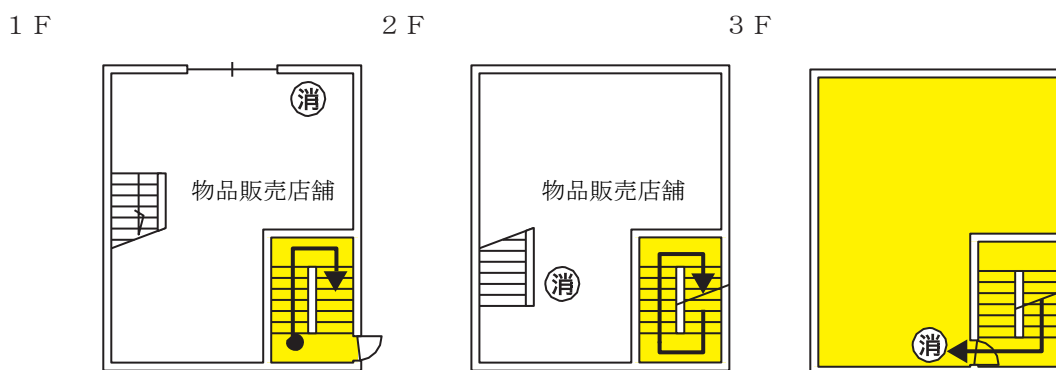
- (1) 下図において、A 及び B 部分に消火器が必要な防火対象物にあつては、階ごとに A、B 部分の各々に消火器を設置すること。

ただし、1 階の B 部分が狭小で、火気の使用がなく、多量の可燃物が存しない場合は、当該部分から B 部分の上階の消火器までの歩行距離が 20m 以下となる場合は、1 階の B 部分に設置しないことができる。



- (2) メゾネットの共同住宅（共同住宅の住戸内が 2 階層以上で一の住戸になっているもの）で、消火器を階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあつては、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる場合は、当該階に設置しないことができる。

- (3) 上階や下階へ至るための階段で、その上階や下階の消火器までの歩行距離が 20m 以下となる場合は、当該階段に設置しないことができる。



上階の消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる場合は、当該部分に消火器を設置しないことができる。

- (4) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が 20m を超える場合は、令第 32 条の規定を適用し、当該部分の通行、観覧又はスポーツ競技に支障がない周壁又は最も近い廊下若しくは通路に設置することができる。

(5) 精神病床、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で、精神疾患の患者、痴呆の者等のいたずらによる使用、損壊、撤去等が著しく有効に機能を達しえない状態で保守管理に支障をきたすと認められるものにあつては、職員が常駐する室に集中して設置することができる。

(6) 標識

消火器を直接視認することができる状態で設置し、かつ、日本工業規格 Z8210 に定める消火器のピクトグラムを設けた場合にあつては、令第 32 条の規定を適用し、規則第 9 条第 4 号に規定する標識を設けないことができる。

〔ピクトグラムの設置例〕

- ・ 直接視認できること。
- ・ 概ね 0.8m 以上の高さで、見やすい位置に設置

